

和泉市お買い物割引チケット第2弾 取扱店募集

和泉市では、長引く新型コロナウイルス感染症により負担が増えた家計への支援および市内商業活性化のため、全市民を対象として、「和泉市お買い物割引チケット 第2弾」を再度発行いたします。それに伴い、割引チケットを利用できる取扱店を募集しますのでぜひご登録ください。

- 概要 全市民を対象に一人当たり3,000円分（額面500円×6枚）の和泉市内の登録店舗でのお買い物等に使用できる割引チケットを郵送します。
割引チケットは1,000円（税込み）ごとに1枚使用することができます。
- 有効期間 令和3年5月下旬～令和3年10月31日（日）まで
- 参加資格 ①和泉市内に店舗・事業所があること
②和泉市お買い物割引チケット取扱店募集要項を遵守すること
- 対象業種 小売業・飲食業・サービス業等
※一部取り扱うことができない商品等があります。（下記参照）
- 発行額 5億5,800万円（予定） 11億1,600万円の消費を喚起します。
- 申請方法 裏面の取扱店登録申請書をご記入の上、FAX又は郵送にて提出して下さい。
- 申請先 和泉市お買い物割引チケット事業事務局（和泉商工会議所内）
- 受付締切 **令和3年4月20日(火)（必着）**
※上記期日迄に登録頂きました店舗につきましては、取扱店舗一覧チラシに掲載いたします。
※**令和3年4月21日(水)以降**の登録につきましては、和泉商工会議所または和泉市のホームページのみの掲載となります。

【割引チケットの対象とならない商品等】

- ① 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など）
- ② 換金性の高いもの（有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等）
- ③ たばこ事業法に規定する製造たばこの購入
- ④ 医療費、薬等の保険適用に係る支払い
- ⑤ 事業活動に伴い使用する原材料・機器類及び仕入商品等の購入
- ⑥ 土地・家屋の購入、家賃、地代、駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に係る支払い
- ⑦ 現金との換金、電子マネーへのチャージ及び金融機関への預け入れ
- ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業などに要する支払い
- ⑨ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い
- ⑩ 割引チケットの交換又は売買
- ⑪ その他割引チケットの発行趣旨にそぐわないものへの支払い

※詳細については和泉商工会議所または和泉市のホームページをご覧ください。

【申請先・お問い合わせ】

和泉市お買い物割引チケット事業事務局（和泉商工会議所内）

〒594-1144 和泉市テクノステージ三丁目1番10号

TEL：0725-53-0330 / FAX：0725-53-4747

受付時間 午前9時～午後5時15分（土・日・祝日を除く）